

知立市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防犯カメラを有効に利用することで、犯罪の防止と地域の防犯力を高めるため、予算の範囲内において交付する知立市防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 駐車場 次の要件のいずれも満たす駐車場をいう。

ア 知立市内に所在すること。

イ 戸数が5戸以上の分譲マンション若しくは賃貸共同住宅（公的住宅及び社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。以下同じ。）の駐車場、貸し駐車場、事業経営者が管理する施設の一般来客用駐車場若しくは従業員駐車場又は町内会が管理する施設の駐車場であること。

ウ 5台以上の自動車が増車可能であること。

エ 第9条の規定による申請時において、既に利用されていること。

(2) 町内箇所 町内会が管轄する区域内の不特定多数の者が往来する公共の場所で、防犯カメラ等の撮影に周辺住民等の同意が得られる箇所をいう。

(3) 防犯カメラ 第4条に定める仕様を満たす防犯カメラをいう。

(4) 録画装置 第4条に定める仕様を満たす録画装置をいう。

(5) 防犯カメラ等 防犯カメラ、録画装置その他防犯カメラと一体的に機能する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第5号に該当する場合を除き、当該者（当該者が法人格を有しない団体等（以下「団体等」という。）である場合にあっては、その代表者）が市税を滞納している場合は、補助対象者としなない。

(1) 分譲マンションの管理組合

- (2) 賃貸共同住宅の所有者
- (3) 貸し駐車場の所有者又は管理者
- (4) 事業経営者
- (5) 町内会の代表者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（同項第5号に該当する補助対象者を除き、補助対象者が団体等である場合にあっては、その構成員のいずれか。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有するとき。

（防犯カメラ及び録画装置の仕様）

第4条 補助金の交付対象となる防犯カメラ等は、次の各号に掲げる仕様を満たすものとする。

(1) 防犯カメラ

- ア 解像度は、水平解像度の性能が470本以上あること。
- イ 夜間撮影機能、逆光補正機能を有すること。
- ウ 防犯カメラの保証期間経過後であっても、設置後5年間は補助対象者の要請に応じて、納入業者等による速やかなメンテナンスの対応が可能であること。

(2) 録画装置

- ア 画像サイズが水平640画素以上×垂直240画素以上であること。
- イ SDカード、USBメモリ等のメディアに記録画像を取り出して再生が可能なこと。
- ウ 日付及び時刻を任意に指定することで、記録画像の日時検索が可能なこと。
- エ 録画装置の保証期間経過後であっても、設置後5年間は補助対象者の要請に応じて、納入業者等による速やかなメンテナンスの対応が可能であること。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の

各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第4号までの補助対象者が、防犯カメラを購入又は賃借し、駐車場を主として撮影する箇所に設置する事業

(2) 第3条第1項第5号の補助対象者が、町内会の承認を受けて防犯カメラを購入又は賃借し、町内箇所に設置する事業

(遵守事項)

第6条 補助対象者は、補助対象事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に規定する事業にあつては、地域の防犯カメラとして機能するよう、道路、公園その他不特定多数の人が利用する場所（主として撮影する駐車場を除く。）を撮影する面積が撮影面積全体の概ね3分の1程度になるように防犯カメラを設置すること。

(2) 前条第1項第2号に規定する事業にあつては、この補助金を申請する前に、防犯カメラを設置することについて町内会の承認を受けること。

(3) 愛知県作成の「防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」に沿った防犯カメラの設置・運用要領を定め、遵守すること。

(4) 防犯カメラ等の設置から5年間は、適切に管理し、利用を継続すること。

(5) 第1条に定める目的の効果の検証のため、事業完了後、市が随時実施する防犯カメラ等の設置状況の調査やアンケートに協力すること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ等の設置に必要な費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 防犯カメラ等の購入に係る費用

(2) 防犯カメラ等の賃借に係る費用（申請を行う年度分に限る。）

(3) 防犯カメラ等の取付けに係る費用

2 次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

(1) 防犯カメラ等の保守、修理等の維持管理に要する費用

(2) 電気料金その他防犯カメラ等の運用に係る費用

(3) 防犯カメラ等の操作指導料

(4) 既存の設備の移設又は撤去に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

(交付の申請)

第9条 補助対象者は、第7条第1項第1号及び第3号に掲げる費用について補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラ等を購入する前に、知立市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書（様式第1）」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の購入に要する費用の見積書又は賃借に係る契約内容がわかるものの写し及び防犯カメラ等の仕様が分かるカタログ等の書類
- (2) 防犯カメラ等の設置に要する費用の見積書の写し
- (3) 防犯カメラ等を設置する予定の場所の案内図及び現況写真
- (4) 防犯カメラ等を設置する予定の位置と撮影方向を示した見取図
- (5) 防犯カメラ等の設置及び運用についての誓約書（様式第2）
- (6) 第6条第3号に規定する防犯カメラの設置・運用要領
- (7) 第3条第1項第1号から第4号までの補助対象者にあつては、市税を滞納していないことを証明する書類（当該者が団体等である場合にあつては、その代表者のもの。ただし、市税の納税状況に関する情報の閲覧についての承諾がある場合を除く。）
- (8) 第3条第1項第1号の補助対象者にあつては、管理組合の総会で補助金の交付申請を行うことを議決等したことを証明する書面
- (9) 第3条第1項第2号の補助対象者にあつては、補助金の交付申請を行うことについて、入居戸数の半数以上の者の同意を得ていることを証明する書面
- (10) 補助対象者が貸し駐車場の管理者である場合にあつては、補助金の交付申請を行うことについて、当該貸し駐車場の所有者の同意を得ていることを証明する書面
- (11) 第3条第1項第4号の補助対象者にあつては、定款、規約その他経営する事業の概要がわかる書類
- (12) 第3条第1項第5号の補助対象者にあつては、防犯カメラを設置することに

ついて町内会の承認を受けたことがわかる書類

(13) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象者は、第7条第1項第2号に掲げる費用について補助金の交付を受けようとするときは、当該賃貸借契約を行う前において初回の賃借料が発生する年度内に、申請書（様式第1）に前項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、申請額（当該防犯カメラに係る第7条第1項第1号又は第3号に掲げる費用について補助金の交付を同時に受けようとする場合にはそれらに係る申請額を合算した額。）が補助金の上限額に達しない場合は、補助上限額に達するまで引き続き毎年度申請出来るものとし、当該申請については、毎年度4月末までに知立市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1の2。以下様式第1と合わせて「申請書」という。）に前項に掲げる書類を添えて行うものとする。

（交付の決定）

第10条 市長は、補助金を交付することを決定したときは、知立市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するとともに、防犯カメラ設置表示板を配布する。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、知立市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知する。

- 3 前2項の決定は、前条の規定による申請を受理した日から1月以内に行うものとする。

（計画変更）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に要する経費の配分若しくは補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに知立市防犯カメラ設置費補助金事業変更承認申請書（様式第5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日から2月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助対象事業を完了し、及び知立市防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第6。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の購入及び設置に係る領収書の写し
- (2) 防犯カメラ等の賃借に係る領収書の写し等支払いが確認できる書類
- (3) 設置した防犯カメラ等の現況写真
- (4) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する申請（同条第1項に規定する申請を同時に行う場合を含む）をした補助事業者は、補助金交付対象期間における各年度の支払い終了後30日以内に、前項の書類を添付し市長に報告書を提出しなければならない。ただし、継続して補助金の交付を申請し交付決定を受けた場合における添付書類は、前項第2号のみとする。

（補助金の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出に基づき補助対象事業の完了を確認したときは、これを受理した日から1月以内に、知立市防犯カメラ設置費補助金確定通知書（様式第7）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の確定通知書の受理後、速やかに知立市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、第10条第1項の規定による決定をした後に、補助事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当すること。
- (2) 申請書及び第9条第1項各号の書類等に従って補助対象事業を実施しなかったこと。
- (3) 第12条に規定する期日までに同条の規定による実績報告を行わなかったこと。
- (4) 偽りその他不正の手段により、この要綱による補助金の交付を受けたこと又は受けようとしたこと。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、知立市防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書（様式第9）により、補助事業者に通知

するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。